1/13 朝日

川内再稼働 同意2県議の親族会社

原発・九電関連 2・9億円受注

九州電力川内原発（鹿児島県薩摩川内市）の安全対策の調査を担当し、再稼働に同意した鹿児島県議2人や親族の経営する建設会社計4社が、東京電力福島第一原発事故後の3年間で、川内原発や九電の関連工事を計26件、2億9千万円分受注していた。2県議は会社から報酬を受けていた。

2氏、会社から報酬

2人はいずれも自民党の外薗勝蔵県議（当選4回、薩摩川内市区）と小幡兼興県議（同5回、出水市区）。2人は「工事の受注と安全性の審議には関係がない」と話している。

鹿児島県や宮城県に出された工事経歴書によると、外薗氏の兄とおいが代表の建設会社（薩摩川内市）と、兄と息子が代表の建設会社（同市）は川内原発の工事を計6件、その他の九電やグループ企業の施設の工事を計14件受注していた。1件が九電の元請け、残りは下請けだった。

また外薗氏は福島事故後の2012年7月、宮城県岩沼市に建設会社を設立し、社長を務めている。同社も九電の子会社から1件受注していた。外薗氏関係は3社で、受注は計1億9千万円分だった。

所得等報告書によると、外薗氏は11年秋まで薩摩川内市の2社の相談役を務め、報酬を受領。外薗氏によると、岩沼市の会社から月給約35万円を得ている。

小幡氏の親類が代表の建設会社（薩摩川内市）は、九電から川内原発の工事を元請けで5件、計1億円分を受注。所得等報告書によると小幡氏は同社の顧問で、報酬を受けている。

外薗、小幡の両氏は、県議会で川内原発の安全対策を調べる原子力安全対策等特別委員会（15人）に所属。同委員会は14年11月、川内原発の再稼働推進を求める陳情を賛成多数で採択し、2人は賛成した。外薗氏は県議会で「再稼働を推し進めていかなければならない」と発言している。

13年の新規制基準施行以降、川内原発は全国で初めて14年9月に基準に適合していると原子力規制委員会が判断。薩摩川内市長や市議会、鹿児島県知事や県議会も再稼働に同意した。

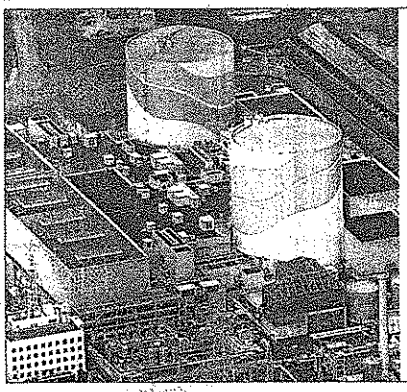

川内原発。免震重要棟はまだできていない＝2014年9月、鹿児島県薩摩川内市

■鹿児島県議側の工事受注（福島事故後）

【外薗勝蔵県議】

- 兄とおいが代表の会社（薩摩川内市、02年まで取締役、11年秋まで相談役）
  - 川内原発　4件1652万円
  - 九電グループ会社関連　13件1億3826万円
- 兄と息子が代表の会社（薩摩川内市、94年まで代表取締役、11年秋まで相談役）
  - 川内原発　2件1249万円
  - 九電グループ会社関連　1件180万円
- 本人が代表取締役の会社（宮城県岩沼市）
  - 九電グループ会社関連　1件2459万円

【小幡兼興県議】

- 親類が代表の会社（薩摩川内市、約20年間顧問）
  - 川内原発　5件1億245万円

（各社の工事経歴書などから）

外薗勝蔵県議の話　工事受注と議会での審議に関係はないが、九電との関係を言われるので委員会は辞めようかと思った。だが、党県連幹事長をしていた責任があって残った。地元のためにも原子力は必要だ。

小幡兼興県議の話　経営には何の口出しもしていないので問題はない。議会での審議とは関係がない。電気代のこともあり、原子力は必要だ。

九電地域共生本部報道グループの話　工事発注にあたっては、特定の取引先を優遇することなく、品質や価格など経済合理性に基づき公正公平に行っている。

他の立地自治体でも

昨年11月6日。川内原発再稼働の是非を議題とした鹿児島県議会原子力安全対策等特別委員会は荒れた。審議は約14時間。委員の外薗勝蔵県議は「いま薩摩川内市で起きているのは静かなる賛成だ」と発言した。

深夜にもつれた挙手採決で、再稼働推進の陳情は可決された。賛成11、反対3。外薗県議と小幡兼興県議は手を挙げて賛成した。

外薗氏関係の1社が川内原発の工事を受けていることを県議会原子力特別委で委員が指摘し、外薗氏は認めた。同委の委員長は昨年11月、九電とのつながりについて所属県議から聞き取り調査を行った。その結果、「利害関係」がある議員はいないとされた。親類の会社が九電から川内原発の工事を元請けで受注している小幡県議は、そのことを報告しなかった。小幡氏は取材に「自分はまったく経営に口出ししていないから、報告することはない」と話す。

立地自治体の首長や議員側への原発事業者の工事発注自体は違法ではない。

鹿児島県議会には「議員は県発注工事を受注する企業の役員に就任しない」とする政治倫理要綱がある。だが、民間工事には適用されず、さらに外薗、小幡の両県議が務める相談役や顧問は役員ではない。また、発注・契約には公共事業ほどの厳格なルールもない。

一方、原発再稼働の同意を得るべき地元の範囲や意思決定方法についての法的な決まりもない。福島事故を受け、原発の半径30キロ圏内の自治体には避難計画の策定が義務づけられたが、川内原発再稼働では薩摩川内市と鹿児島県の首長・議会に限って手続きが進み、菅義偉官房長官は昨年11月、今後の再稼働について「川内原発の対応が基本的なことになる」と述べた。

工事受注は九電玄海原発のある佐賀県玄海町長、関西電力大飯原発のある前福井県おおい町長、日本原燃使用済み核燃料再処理工場のある青森県六ケ所村議でも見られた。

福島大の清水修二特任教授（地方財政論）は「原発の地元では、こうした構造がつくられがちだ」と指摘。「立地自治体の意思決定は、首長の表明や議会の議決以外の方法も含めて見直す必要がある。また、立地自治体だけが意思決定の範囲というルールも変えなければ」と話す。（大谷聡）